



新設された税制優遇制度のご案内

●今年度の税制改正により、雇用を増やす企業や子育てをサポートする企業に対する税制優遇制度が創設されました。今回のあおぞらレターでは、これら2つの税制優遇制度についてご案内します



1.雇用を増やした企業に対する税制優遇（雇用促進税制）

＜対象となる企業の要件＞

1. 平成23年4月1日～平成26年3月31日の期間内に始まるいずれかの事業年度において、雇用保険の一般被保険者（パートやアルバイトも可）の数が5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加する企業
2. 青色申告をしている
3. 優遇措置を受けようとする年度（適用年度）及び前年度に会社都合による離職者がいない
4. 適用年度の給与総額が、前年度と比較して一定以上増加している

等

＜税制優遇の内容＞

増加人数1人あたり20万円の税額控除（当期法人税額の10%（中小は20%）が限度）

＜手続＞

1. 事業年度の開始から2ヶ月以内にハローワークへ「雇用促進計画」を提出します
（※平成23年4月1日～平成23年8月31日までの間に始まる場合は平成23年10月31日まで）
2. 事業年度の終了後2ヶ月以内に雇用促進計画の達成状況をハローワークへ報告し、認定を受けます



2.子育てをサポートする企業に対する税制優遇（建物等の割増償却制度）

＜対象となる企業の要件＞

1. 平成23年4月1日～平成26年3月31日の期間内に始まるいずれかの事業年度に次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業
2. 青色申告をしている

＜税制優遇の内容＞

取得・新築・増改築した建物等について認定を受けた年度に普通償却限度額の32%割増できる



対象となるのは「認定を受けた事業年度の末日において事業主が所有し、事業のために使用している」等、一定の要件を満たしている建物です。



※優遇措置の適用要件や適用を受けるための手続き等、詳細はお問い合わせください。

～お知らせ～ 平成23年9月分（10月徴収分）から厚生年金保険の保険料率が変わります

16.058% → 16.412%

※10月徴収分から変更になります。ご注意ください。